

北九州市外での産後ケア事業利用の手引き

里帰り先など、市外の産後ケア施設(医療機関、助産所等)で産後ケア事業を利用する場合は、事前申請・利用の承認が必要です。

以下の流れに従って手続きを行って下さい。

1 事前申請

- ・産後ケア事業登録利用申請書(様式1-1号)を、原則、利用する2週間前までに、子育て支援課に到着するように郵送してください。(2週間前にまでに到着しない場合は、子育て支援課にご連絡ください)

↓

2 審査・利用の承認等

- ・子育て支援課で申請書の内容を審査し、利用の承認・不承認を決定します。

↓

3 審査結果の書類の送付

- ・子育て支援課から、審査結果(承認・不承認)を申請された方に通知(郵送)します。
- ・不承認の場合は、自費利用になります。(市の償還払いは受けられません)

↓

4 産後ケア施設利用

- ・市から送付されている書類に同封している産後ケア施設宛の文書をお渡しください。(産後ケア施設から市へ返送する報告書が入っています)
- ・文書料等が発生した場合は、自己負担となります。ご了承ください。
- ・産後ケア施設から母子健康手帳の「産後ケアの記録」に記載してもらってください。
- ・産後ケア施設から領収書を受け取ってください。
- ・領収書は産後ケアの利用料金と分かるように記載してもらってください。

↓

5 償還払いの手続き

市のホームページ(右QRコード)より電子申請にてお申込みください。

必要書類(撮影した画像が必要です)

- ・産後ケア施設からの領収書
- ・母子健康手帳の「産後ケアの記録」
- ・減免申請する場合は非課税証明書又は生活保護証明書



北九州市ホームページ

↓

6 書類審査・通知

- ・産後ケア施設から送付された報告書と、5で提出された書類を審査します。
- ・不備がある場合は連絡しますので、日中連絡のとれる連絡先を助成申請書にご記入ください。
- ・助成金額が決定しましたら通知します。
- ・指定された口座に振り込みます。

※償還払いの申請をされる時に、産後ケア施設に送付されたかどうかご確認ください。産後ケア施設から報告書が届いていない場合は、助成できません。